

# 滋賀県幼児里山保育推進事業補助金交付要綱

令和2年5月13日 制定

令和3年4月1日 改正

令和4年4月1日 改正

令和6年9月17日 改正

令和8年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 知事は、森・川・里・湖のつながりを重視し、森林、里山等を中心として自然保育を実践する団体が行う森林での活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第2条 補助の対象となる事業およびこれに対する補助率等は別表第1に定めるとおりとする。

(補助事業者の資格要件)

第3条 補助事業者は、しが自然保育認定制度実施要綱に定める認定を受けた団体であって、個人、法人および団体または法人および団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 上記の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法

(昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 知事は、補助事業者が前条各号に規定する排除対象者でないことを証明・確約させるために、誓約書(別記様式第 5 号)の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第 5 条 知事は、前条に定める補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書(別記様式第 2 号)により、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

(補助事業の変更等)

第 6 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額、経費の配分または事業内容の変更(別表第 1 に掲げる重要な変更に限る。)をしようとする場合

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合

(状況報告)

第 7 条 規則第 10 条の規定による報告は、必要に応じて別に定める。

(補助金の交付決定の取消し)

第 8 条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。補助事業者またはその役員等が第 3 条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合についても、同様とする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了後 30 日以内または補助金の交付決定に係る会計年度の末日までに補助事業実績報告書(別記様式第 4 号)を知事に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の経理等)

第 10 条 補助事業者は、補助金に係る経理等についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準事務処理期間)

第 11 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金の交付決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 14 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 9 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 13 条 補助事業者は、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく変更（中止、廃止）の申請、第 9 条の規定に基づく実績報告または前条の規定による消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年度から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年度から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年度から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年度から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年度から適用する。

別表第1 (第2条、第6条関係)

事業名	補助対象			重要な変更	その他
	経費	補助事業者	補助率		
幼児里山 保育推進 事業	①森林における自然保育を 拡大するために必要となる 下記の経費。 研修受講費 フィールドの安全確保費 (賃金、委託費) 外部指導者謝礼 森林への移動経費 傷害保険費 消耗品費	①しが自然保 育認定制度実 施要綱に定め る認定を受け た団体	①事業費の1/2以内 補助金の上限額は 150千円とする。	経費の欄に掲 げる経費の30% を超える増減	
	②森林における自然保育の 普及啓発を実施するために 必要となる下記の経費。 研修受講費 フィールドの安全確保費 (賃金、委託費) 外部指導者謝礼 森林への移動経費 傷害保険費 消耗品費	②しが自然保 育認定制度実 施要綱に定め る認定を更新 した団体のう ち、自園の活 動の紹介や取 組発表等、し が自然保育認 定制度の周知 ・啓発を行う 団体	②事業費の1/2以内 補助金の上限額は 100千円とする。		

## 幼児里山保育推進事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住 所  
氏 名 (法人または団体にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)  
発行責任者 氏 名 (法人または団体にあつては発行責任者および担当者の氏名)  
・担当者 (自治体にあつては担当者の氏名)  
連絡先  
電話番号

年度において幼児里山保育推進事業について、幼児里山保育推進事業補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

### 関係書類

- 1 幼児里山保育推進事業計画書(収支予算書)
- 2 役員名簿(法人または団体の場合)
- 3 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別記様式第5号)
- 4 しが自然保育認定制度の周知・啓発計画書(別記様式第7号)※  
※しが自然保育認定制度実施要綱に定める認定を更新した団体のみ

# 幼児里山保育推進事業計画書

## 1 事業の実施予定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

## 2 森林における活動計画

(活動に使用するフィールドの概要および、フィールドを活用してどのような活動を行うか記載)

※しが自然保育認定制度実施要綱に定める認定申請に記載したフィールドとする。

## 3 事業計画

支出内容	数量	金額	目的等
		円	
計			

※支出内容欄は、支出しようとする具体的内容について記載。

※目的等は、研修受講費にあつては研修名を、講師等謝礼については講師等の所属等を、その他のものにあつては、2に記載した森林における活動との関連について記載。

#### 4 収支予算

##### (1) 収 入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
-----		
その他		
計		

##### (2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
研修受講費		
フィールドの安全確保費		
外部指導者謝礼		
森林への移動経費		
傷害保険費		
消耗品費		
計		

番 号  
年 月 日

補助事業者および代表者 様

滋賀県知事

## 年度幼児里山保育推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった幼児里山保育推進事業補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第6条の規定により通知します。

## 記

- 1 補助金の交付対象となる事業およびその内容は、年 月 日付けで申請のあった 年度幼児里山保育推進事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

区分	既交付決定額	今回追加（または変更）額	交付決定額
補助事業に要する経費	円	円	円
補助金の額	円	円	円

- 3 補助事業に要する経費の配分およびこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、補助対象経費区分毎の実支出額に滋賀県幼児里山保育推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条の補助率を乗じて得た額または、配分された経費に対応する補助金の額のいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業の実施にあたっては、規則、交付要綱その他関係通達に従わなければならない。
- 6 補助金に係る消費税および地方消費税に係る相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。
- 7 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿ならびに当該収入および支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

## 年度幼児里山保育推進事業変更（中止、廃止）承認申請書

番 年 月 日 号

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住 所  
氏 名（法人または団体にあつては名称および代表者の職名・氏名）  
（自治体にあつては市（町）長の氏名）  
発行責任者 氏 名（法人または団体にあつては発行責任者および担当者の氏名）  
・担当者（自治体にあつては担当者の氏名）  
連絡先  
電話番号

年 月 日付け滋 号で補助金交付決定通知のあった幼児里山保育推進事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

- 注1 「事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）」の箇所は不要文字があるときは、その文字を削除すること。
- 2 関係書類は事業計画書としてその記載にあつては、変更後を上段に、変更前を下段書きにすること。

## 幼児里山保育推進事業実績報告書

番 年 月 日 号

(宛先)

滋賀県知事

報告者 住 所  
氏 名 (法人または団体にあつては名称および代表者の職名・氏名)  
(自治体にあつては市(町)長の氏名)  
発行責任者 氏 名 (法人または団体にあつては発行責任者および担当者の氏名)  
・担当者 (自治体にあつては担当者の氏名)  
連絡先  
電話番号

年 月 日付け滋 第 号で幼児里山保育推進事業補助金の交付の決定の通知があつた幼児里山保育推進事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

### 関係書類

- 1 幼児里山保育推進事業実績書(収支決算書)
- 2 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額に関する確認書(別記様式第4号別紙)
- 3 しが自然保育認定制度の周知・啓発実績報告書(別記様式第8号)※

※しが自然保育認定制度実施要綱に定める認定を更新した団体のみ

# 幼児里山保育推進事業実績書

## 1 事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで  
※期間については、交付決定日から実績書提出日まで とする。

## 2 森林における活動実績

(活動に使用したフィールドの概要および、フィールドを活用してどのような活動を行ったか記載)

※しが自然保育認定制度実施要綱に定める認定申請に記載したフィールドとする。

## 3 事業実績

支出内容	数量	金額	目的等
		円	
計			

※支出内容欄は、支出した具体的内容について記載。

※目的等は、研修受講費にあつては研修名を、講師等謝礼については講師等の所属等を、その他のものにあつては、2に記載した森林における活動との関連について記載。

※補助事業に関する活動状況について写真を添付すること。

#### 4 収支決算

##### (1) 収 入

区 分	決 算 額	備 考
県補助金		
その他		
計		

##### (2) 支 出

区 分	決 算 額	備 考
研修受講費		
フィールドの安全確保費		
外部指導者謝礼		
森林への移動経費		
傷害保険費		
消耗品費		
計		

## 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額に関する確認書

年 月 日

### 1 実績報告者名

実績報告者 住所  
氏名  
担当者 氏名  
電話番号

### 2 補助金交付年度における消費税等の課税方式

- ①免税（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者）
- ②簡易課税（消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者）
- ③地方公共団体の一般会計
- ④公益法人等※で特定収入割合が5%超であるもの  
※地方公共団体の特別会計および消費税法別表第3に掲げる事業者
- ⑤課税
- ⑥現時点で未定

①～④の場合、補助金の対象経費に消費税等を含めることができる

⑤の場合、補助金の対象経費から消費税等を除くこと

⑥の場合であって補助金の対象経費に消費税等を含める場合、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定後、別記様式第6号を提出の上、補助金返還相当額が生じる場合には当該額を返還すること

### 3 補助金の対象経費

- 消費税等を含む
- 消費税等を除く

## 誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

報告者 住所  
氏名  
発行責任者 氏名  
・担当者  
連絡先  
電話番号

### 消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋 第 号で交付決定通知があった幼児里山保育推進事業補助金について、滋賀県幼児里山保育推進事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

1	年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

## しが自然保育認定制度の周知・啓発計画書

年 月 日

### 1 しが自然保育認定制度の周知・啓発に資する活動（予定）

- 幼児里山保育指導者育成事業（勉強会）における事例発表等  
※県が委託する「幼児里山保育指導者育成事業」の受託事業者と相談の上決定すること。
  
- 幼児里山保育指導者育成事業（実地研修）におけるフィールド提供  
※県が委託する「幼児里山保育指導者育成事業」の受託事業者と相談の上決定すること。  
※単にフィールドを提供するだけでなく、自園の自然体験活動に研修者を迎え入れるもの。
  
- SNSや広報誌等による自然体験活動の発信  
※「園だより」等保護者のみが閲覧できるものではなく、不特定多数の第三者が閲覧可能な広報媒体によるもの。
  
- その他（ )

## しが自然保育認定制度の周知・啓発実績報告書

年 月 日

### 1 しが自然保育認定制度の周知・啓発に資する活動

- 幼児里山保育指導者育成事業（勉強会）における事例発表等

( )

- 幼児里山保育指導者育成事業（実地研修）におけるフィールド提供  
※単にフィールドを提供するだけでなく、自園の自然体験活動に研修者を迎え入れるもの。

( )

- SNSや広報誌等による自然体験活動の発信  
※「園だより」等保護者のみが閲覧できるものではなく、不特定多数の第三者が閲覧可能な広報媒体によるもの。

( )

- その他

( )

※SNS等による発信の場合は、URLを記載すること。  
※その他、活動の実績が分かる資料を添付すること。